

公文書等の管理に関する法律施行令及び特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの一部改正について

平成 27 年 1 月 24 日
内閣府大臣官房公文書管理課

1 背景

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の一部の施行に伴い、公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）及び特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「利用等規則ガイドライン」という。）について形式的改正を行う。
- (2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、利用等規則ガイドラインについて形式的改正を行う。

2 改正内容

- (1) 公文書管理法施行令第 20 条第 1 項第 1 号及び利用等規則ガイドライン第 C 章第 1 節 C-4 について、個人情報記録されている特定歴史公文書等について利用請求をする者が本人であることを示す書類のうち、住民基本台帳カードを個人番号カードに改める。
- (2) 利用等規則ガイドライン第 C 章第 1 節 C-7 ≪留意事項≫、C-12 本文及び ≪留意事項≫、第 F 章 F-1 ≪留意事項≫並びに別添 4、7、9 及び 10 について、「異議申立て」を「審査請求」に改める等所要の改正を行う。

3 今後のスケジュール

- 公文書管理法施行令の一部を改正する政令
平成 28 年 1 月 1 日 ^{※1}施行
- 利用等規則ガイドライン
平成 28 年 1 月 1 日 ^{※1}一部施行：（1）に係る改正箇所
4 月 1 日 ^{※2}一部施行：（2）に係る改正箇所

※1 番号利用法附則第 1 条第 4 号の施行期日

※2 行政不服審査法の施行期日